

個人が保有する資産への課税がさらに強化される。2018年度税制改正大綱による、高齢者が資産を子や孫に贈与するときの非課税制度で条件が厳しくなり、課税範囲が広がる。相続した事業用土地の評価額を大幅に減らせる特例については駆け込み利用を封じる規定が盛り込まれた。19年10月の消費増税とその対策税制のほかにも家計にかかる改正が多い。

消費税率10%への引き上げ後の景気悪化を防ぐために政府は住宅・自動車の購入を支える減税策を導入する。19年10月から20年末までに新たに契約し入居した住宅について、住宅ローン控除の期間を現行より3年長い13年間とする。消費増税後に新たに購入して登録した車については毎年ねつ自動車税を年10,000円500円引き下げる。

### 子・孫に所得制限

引いた消費増税対策に比べると自立しないが、税制改正大綱には高齢層に対する課税強化策が多く盛り込まれている。財産の生前贈与や相続に伴って負担する税金が今後、実質的に増ええるケースが見込まれる(図A)。

代表例が贈与税の非課税制度をめぐる改定だ。

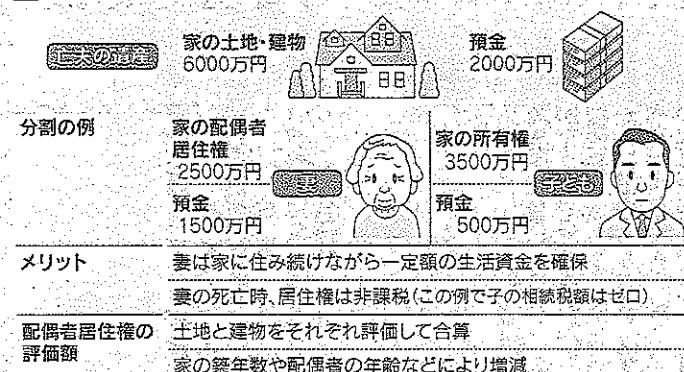
子や孫(29歳以下)に教育資金を一括して贈与する場合、1人当たり15,000万円まで非課税となる。まとめた金額を一度に非課税で贈与できる利点があり、制度ができた13年度以降、約19万件・1・37兆円の贈与によって将来的にかかる相続税負担額が多かった。

# 資産課税さらなる包用網

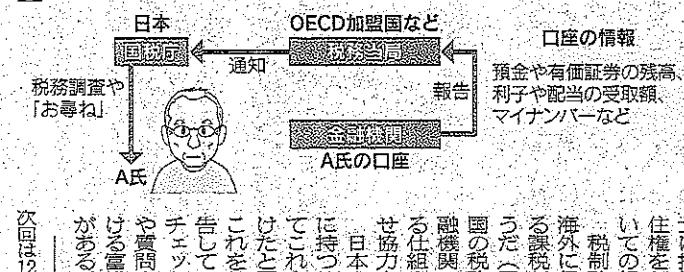
### A個人の資産に関する税制改正が多い

対象	内容・変更点	対象ケース
住宅ローン控除	期間を3年長い13年に	2019年10月~20年末に契約・入居
自動車関連税	自動車税を最大年4500円減税 燃費課税は1年限定で1%軽減	19年10月以降に購入
<b>贈与税と相続税</b>		
教育資金・結婚・出産・育児資金の一括贈与	子や孫に年1000万円の所得制限 教育資金は用途を絞る	19年4月以降の贈与に所得制限
小規模事業用宅地	相続前3年間に事業用とした土地は8割評価減の対象外に	19年4月以降に相続
特別寄与料(新設)	相続人の配偶者が対象。 もらつたら相続税で申告	19年7月以降に相続
配偶者居住権(新設)	相続する時は課税対象だが 自分が死亡した時は対象外	20年4月以降に相続

### B配偶者居住権を使った遺産分割のイメージ



### C海外口座の情報は国税庁に通知され始めた



「住権」についての税制が、年内分の居住権のほか預金と並び取る。家にずっと居住しているがどうか改めて申告。今後、税務調査員が高齢層が増える可能性がある。(後藤直久)

# 駆け込み贈与条件厳しく

税制改正では贈与の期限を21年3月末へと2年延ばす一方、新たに所得制限を設ける。19年4月以降、贈与を受けた子や孫は所得が1千万円を超えると非課税の扱いを受られない。教育資金の用途についても条件を絞る。23~29歳の子や孫が、学校以外で受けた趣味の習い事は19年7月以降で贈与しなかった。(阿保秋吉税理士)

は是正策を織り込んだ。19年4月以降に23歳以上の子や孫に贈与をして死ぬの評価減の特例をもぐるるケースを対象とする。死

業を継ぎ、そのための土地も贈与を受ける子や孫に所得制限が設けられた。非課税制度である。こちらも贈与を受ける子や孫に所

得制限が設けられた。相続の直前に家業を継ぐ例が珍しくなかった。(阿保秋吉税理士)

は夫に先立たれた妻に与えられる権利。登记の手続きも贈与すれば財産価値もなくなる(妻ひき受け)。夫から相続するときに妻が亡くなる前の3年間に贈与した財産のうち、教育費に使

たせば評価額を80%減らす。相続財産に加算され、相続税額が圧縮される。税理士の藤田弘美氏によると「同特例は適用条件がかり創設された制度を利用の自由度が高かつた。」「

わざと残っている分があるが、たせば評価額を80%減らす。相続財産に加算され、相続税額が圧縮される。相続税額が圧縮される。税理士の藤田弘美氏によると「同特例は適用条件が

ても不要がなくなる。

「住権」についての税制が年内分の居住権のほか預金と並び取る。家にずっと居住しているがどうか改めて申告。今後、税務調査員が高齢層が増える可能性がある。(後藤直久)